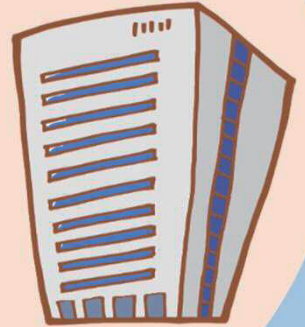


事業系ごみ



か ん た ん

マニュアル



事業所から排出されるごみの減量・資源化に向けて



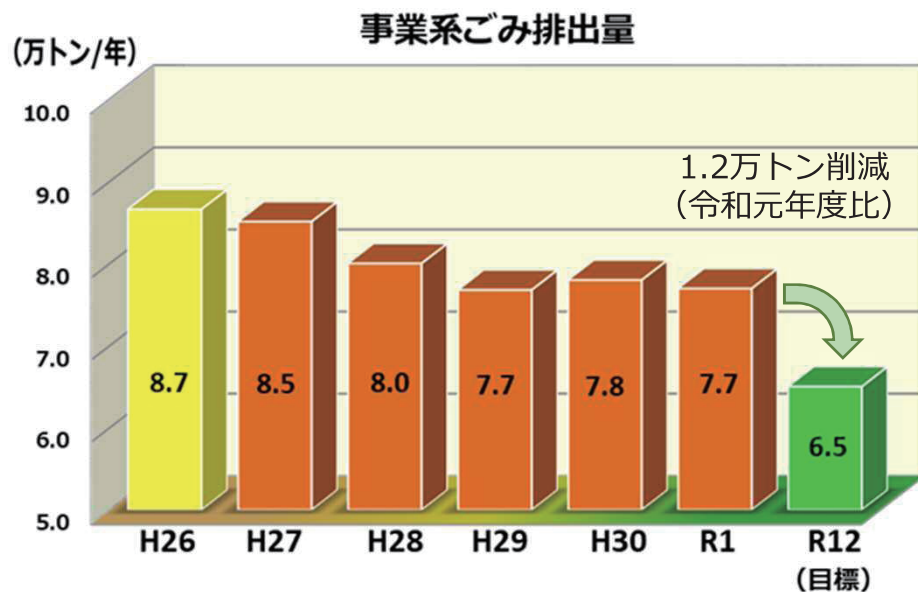
令和3年3月
東大阪市 環境部

はじめに

東大阪市の一般廃棄物（ごみ）の43%は事業者のみなさまから排出されている事業系一般廃棄物です。

みなさまのご協力により、本市の事業系一般廃棄物は着実に減少していますが、令和3年3月に策定した「東大阪市長一般廃棄物処理基本計画（第7期）」において、事業系一般廃棄物の総排出量を令和12年度までに約1.2万トン削減すること（令和元年度比）を目標として掲げており、みなさまの更なるご協力が不可欠です。

本マニュアルをご活用いただき、ごみ減量の取り組みを推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。



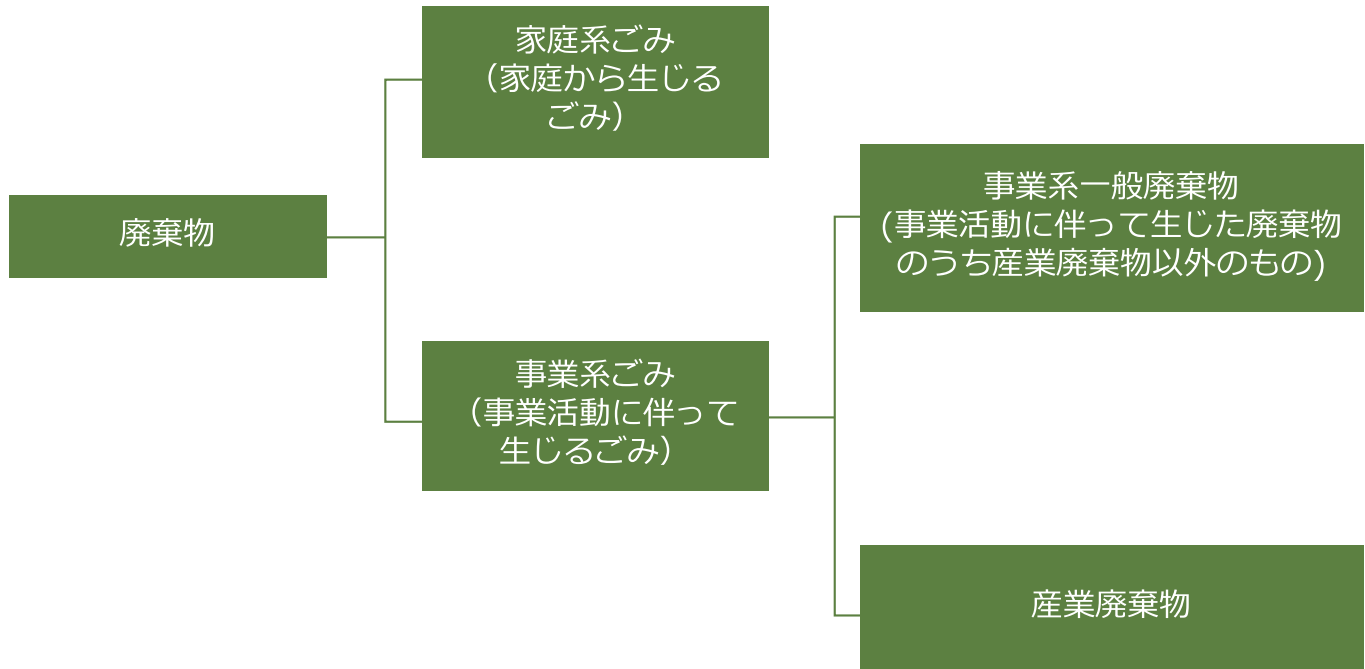
目次

○ はじめに、目次	1
○ 事業系ごみとは、事業者とは、特定事業者とは	2
○ 事業者の責務とは、事業系ごみ処理の主な流れ	3
○ 事業系ごみの主な分類	4
○ ごみ分類表	5
○ 事業系一般廃棄物の出し方	7
○ 主な産業廃棄物の出し方、産業廃棄物処理委託のポイント	8
○ 古紙類の減量とリサイクル	9
○ ごみ量に向けた事業者の行動例	10
○ お問い合わせ	11

事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するすべてのごみのことをいい、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。

家庭系ごみと同じような種類のごみしか排出しない場合でも、事業系ごみとしての適正処理が必要です。



事業者とは

事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院や社会福祉施設、官公庁、学校などの公共公益事業を営む者も含まれます。



特定事業者とは

(1)	1,000㎡の店舗面積を有する店舗をもって小売業を営む者
(2)	病院のうち、患者200人以上の収容施設を有するものを開設している者
(3)	高等学校、大学および短期大学を設置している者
(4)	3,000㎡以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場、若しくは旅館において営業を行う者、または3,000㎡以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者

特定事業者は、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例により「廃棄物管理責任者」を選任するとともに「一般廃棄物減量計画書」を作成し、市へ届け出なければならない旨の規定があります。

事業者の責務とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、事業者の責務について次のとおり規定しています。

1 自ら処理するか処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者等に委託して処理をすること

2 廃棄物のリサイクルと減量を

廃棄物の再生利用（リサイクル）等を行うことにより、その減量に努めること

3 製造・販売の際は工夫を

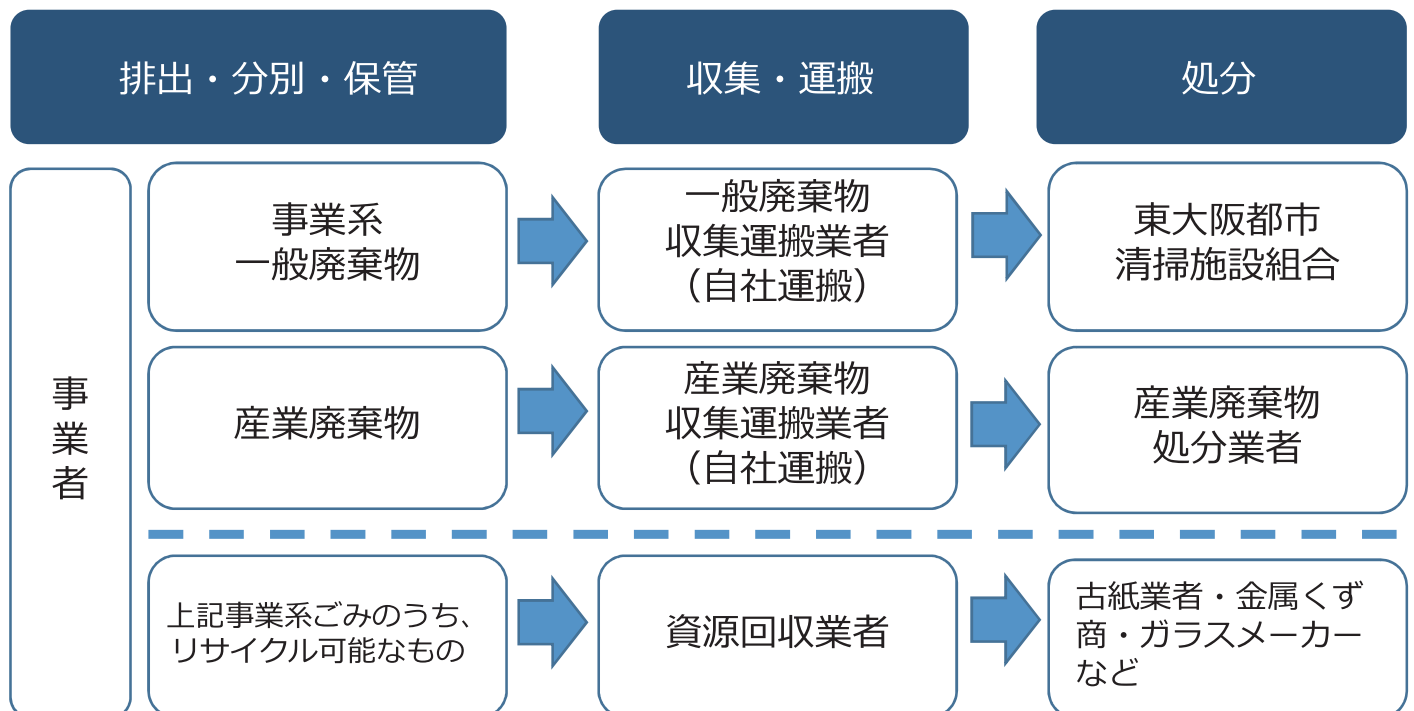
製造、加工、販売等に当たっては、適正処理しやすい製品等の開発を行い、廃棄する場合の処理方法について情報提供を行うこと

4 国や自治体の施策に協力を

廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力すること

事業者が一般廃棄物を処理するときは、「一般廃棄物処理基本計画」に従わなければならない。また、一般廃棄物委託基準を遵守しなければなりません。

事業系ごみ処理の主な流れ



事業系ごみの主な分類

事業系 一般廃棄物



産業廃棄物以外の事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。分別を徹底すれば、食べ残しやリサイクルできない紙程度にとどまります。

産業廃棄物



産業廃棄物として定められたもの

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、廃油、プラスチック類など20種類の廃棄物をいいます。さらに、爆発性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められています。

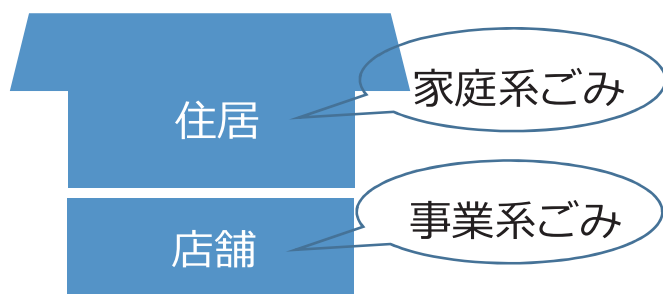
リサイクル 可能なもの



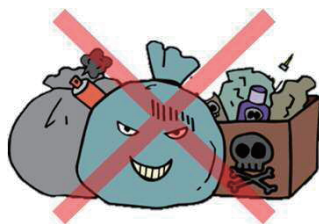
紙類、空き缶、空きびんなど

事業系ごみの中には、再生利用が可能なものが数多くあります。分別してリサイクルを進めましょう。

○ 住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください。



事業系ごみは、事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が一体であっても、家庭系ごみとして、家庭系ごみ集積所に出すことはできません。
(不法投棄※となります)



※事業系ごみを不法投棄すると、廃棄物処理法第25条の規定により「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処され、またはこれが併科」される可能性があります。



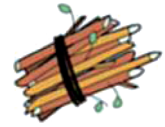


○ こんな「ごみ」も事業系ごみです！

- ・ お茶殻や従業員が食べ残した食事、飲料や弁当が入っていた容器など
- ・ 飲食店、従業員食堂から出る食品の食べ残しや調理くず
- ・ 伝票、書類など




ごみ分類表

事業系一般廃棄物として処理するもの

厨芥類	<p>食品の売れ残り、 食べ残し、 調理くずなど</p> 	<p>一般廃棄物収集運搬業者に委託して、東大阪都市清掃施設組合等に搬入します。</p>
	<p>○食料品製造業等の業種から発生する厨芥類は産業廃棄物です。 ○食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。 ○水切りの徹底などを行い、減量に努めましょう。</p>	
紙くず	<p>汚れのついた紙、 リサイクルできない紙など</p> 	<p>一般廃棄物収集運搬業者に委託して、東大阪都市清掃施設組合等に搬入します。 また、自ら搬入することもできます。</p>
	<p>○建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</p>	
木製品、 枝の切りくずなど		<p>一般廃棄物収集運搬業者に委託して、東大阪都市清掃施設組合等に搬入します。 また、自ら搬入することもできます。</p>
	<p>○建設業、木材製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。 ○貨物流通のために使用したパレットは産業廃棄物です。 ○剪定枝は堆肥化等によりリサイクルし、減量に努めましょう。</p>	
古着	<p>不要になった衣類など</p> 	<p>一般廃棄物収集運搬業者に委託して、東大阪都市清掃施設組合等に搬入します。</p>
	<p>○合成繊維製品は産業廃棄物です。 ○繊維工業などの業種から発生する天然繊維くずは産業廃棄物です。</p>	
リサイクル可能な紙類	<p>新聞、雑がみ（雑誌、OA用紙など） ダンボールなど</p> 	
	<p>○建設業、印刷出版業などから発生する紙くずは産業廃棄物です。 ○リサイクル可能な紙類の取扱いについては、廃棄物再生事業者（9ページ参照）に確認してください。</p>	

※主に産業廃棄物として処理するもの

プラスチック類	弁当・カップ麺の容器、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、合成繊維など		<p>産業廃棄物処理業者※に委託してください。また、自ら産業廃棄物処分業者に搬入することもできます。</p> <p>※産業廃棄物処理業者とは産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者のことをいいます。</p>
金属類	刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など その他金属製のもの（机、ロッカーなど）		
ガラス陶器類	コップなどのガラス類、陶器類など		
電池類	乾電池、充電電池など		
水銀使用製品	蛍光灯、水銀体温計など		
缶・びん	飲料用の缶・びんなど		<p>産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託してください。また、自ら産業廃棄物処分業者や資源回収業者に搬入することもできます。</p>
ペットボトル	飲料用などのペットボトルなど		
混合物	○「家電リサイクル法」対象製品 テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機		販売店にお問合せいただくか、産業廃棄物処理業者に委託してください。また、自ら指定引き取り場所まで搬入することも可能です。
	パソコン		メーカーまたは（一社）パソコン3R推進協会にお問い合わせください。
	その他家電製品		産業廃棄物処理業者に委託してください。また、自ら産業廃棄物処分業者に搬入することもできます。

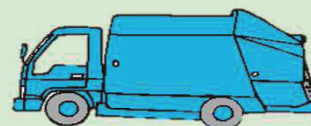
※ この分類表は一例です。詳しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり（産業廃棄物 排出事業者向け）」をご参照ください。11ページ参照。

事業系一般廃棄物の出し方

ごみを運べない場合

一般廃棄物収集運搬業者（市の許可業者）へ収集を依頼してください。

- 問合せ先 東大阪清掃事業協同組合 TEL **06-6783-0053**
- 受付時間 月～金曜日（休日・祝日除く） **9:00～15:00**
- 料金 ごみの量や質により異なりますので、許可業者にご相談ください。



ごみを運ぶ場合

焼却工場へ事前に予約が必要です。

- 予約専用ダイヤル **072-975-5341**
- 予約受付時間 月～金曜日（休日・祝日除く）
9:00～16:00
- 料金 10kgにつき90円
- 搬入時間

平日（月～金曜日）	12:45～15:30
-----------	--------------------



東大阪都市清掃施設組合
水走4-6-25

※最大積載量2t以下の車両で2人以上乗車で搬入してください。
※事業系ごみは祝日及び12月29日、30日は受付していません。

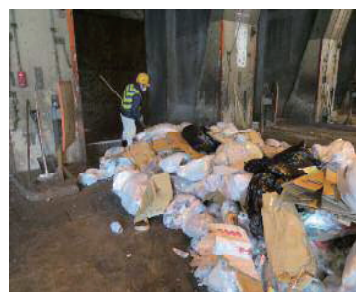
東大阪都市清掃施設組合（焼却工場）での搬入物検査

事業所などから焼却工場に持ち込まれたごみの検査を実施しています。

職員がごみ袋の中身を点検し、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみなどが混入していた場合は、分別の徹底等、適正処理について指導を行っています。

産業廃棄物を一般廃棄物として排出することは違法行為にあたります。

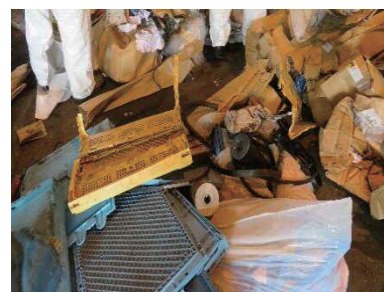
分別を徹底し、不適切なごみが搬入されないようにしてください。



○検査の様子



○産業廃棄物
（プラシート）



○産業廃棄物
（カー用品）

主な産業廃棄物の出し方

ごみの種類・量の把握

① 産業廃棄物収集運搬業者の選定、収集方法等についての相談



産業廃棄物収集運搬業者と収集運搬委託契約の締結

② 産業廃棄物処分業者の選定、収集、処分方法等についての相談



産業廃棄物処分業者と処分委託契約の締結

①・②を同じ業者に頼む場合は契約を1つとすることも可能です。

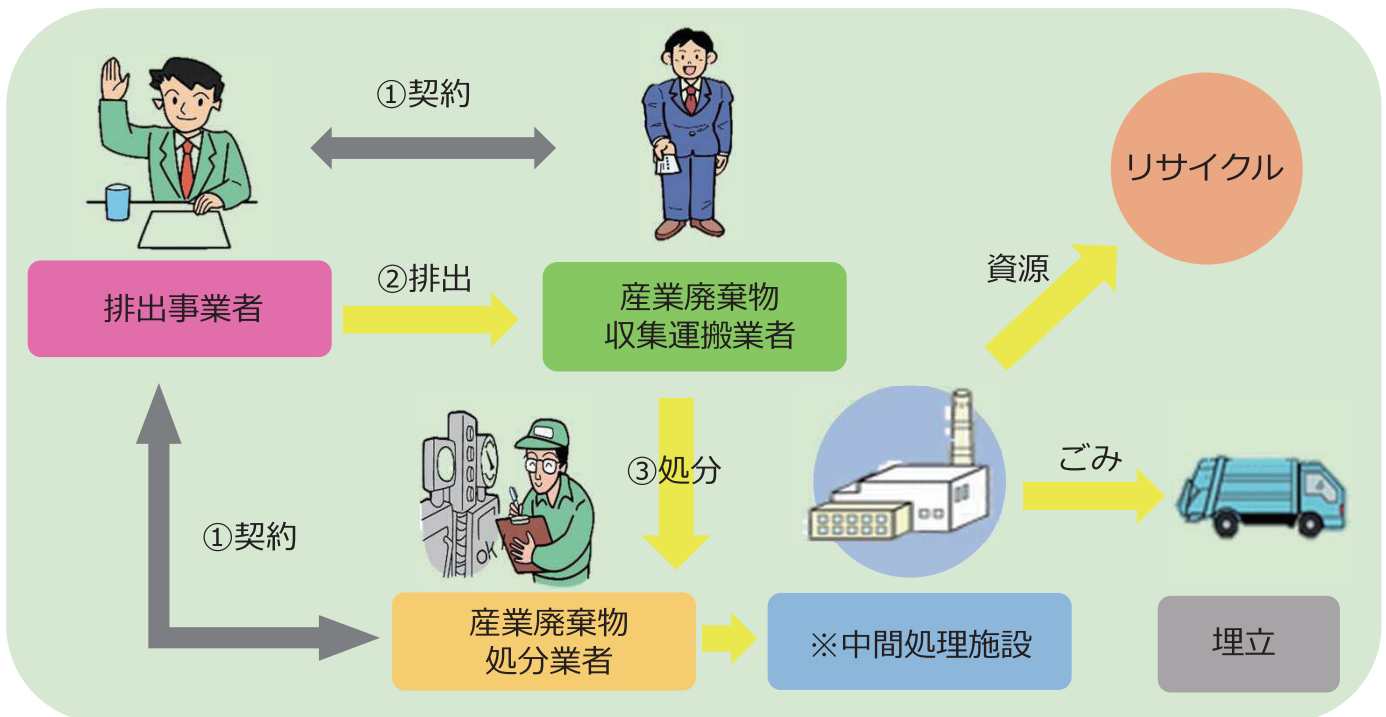
産業廃棄物処理委託のポイント

必ず書面で委託契約を

産業廃棄物の「収集運搬」「処分」を他人に委託する場合「収集運搬業者」「処分業者」のそれぞれと必ず書面で契約を結び、契約書を5年間保管する義務があります。

産業廃棄物管理票とは (マニフェスト)

産業廃棄物の処理を委託する場合は、マニフェスト（廃棄物の種類、量などを記載する伝票）を作成・交付し、適正処理の確認が義務付けられています。また、マニフェストは5年間保管する義務があります。



※中間処理施設では、最終処分前に「焼却・破碎・中和・脱水」などの減容化、減量化、安定化、無害化などの処理を行い、破碎・選別後、原材料の有用物に加工し、リサイクルします。

古紙類の減量とリサイクル

事業系一般廃棄物の中で大きな割合を占めるのが古紙類です。書類やダンボール、新聞、雑誌などの古紙はリサイクルルートが整備されており、取り組みやすい品目です。

古紙のリサイクルは「ごみの減量」という側面だけではなく、分別して持ち込むと売却できる場合もあります。

①種類ごとに分別する

古紙は、種類によってそれぞれ異なる製紙原料として使われます。そのため、種類ごとに分別することが大切です。新聞・雑誌類・ダンボールなどの区分を基本に、オフィスペーパーなどの分別方法については古紙回収業者とご相談ください。



○新聞



○雑誌類



○ダンボール



○コピー紙・OA紙など

②禁忌品（再生できないもの）は取り除いてください。

古紙を分別するときに混ぜてはいけない異物が禁忌品です。再生可能な古紙に混ぜずに取り除いてください。禁忌品は、古紙回収業者によって異なりますので、詳しくは古紙回収業者にご確認ください。

紙類

- ビニールコート紙
- 紙コップなどのワックス加工紙
- 写真
- カーボン紙 など

紙類以外

- 金属クリップ類
- ファイルの金具
- プラスチック製品 など

古紙類の直接搬入が可能な業者一覧（東大阪市内）

令和3年3月1日現在

業者名	所在地	電話番号
旭進紙業株式会社 東大阪営業所	布市町3丁目1番38号	072-987-3318
大阪紙業株式会社 東大阪営業所	渋川町1丁目15番21号	06-6725-0561
北本紙業株式会社	池島町2丁目2番18号	072-986-3991
前田紙業株式会社	新上小阪10番2号	06-6722-5051
共和紙料株式会社 長田営業所	長田中5丁目2番8号	06-6745-2351
共和紙料株式会社 東大阪営業所	楠根2丁目2番34号	06-4309-1170
大和紙料株式会社 東大阪事業所	古箕輪1丁目18番6号	072-962-3255
大本紙料株式会社 東大阪工場	加納5丁目10番28号	072-806-1567
長進商会	新池島町1丁目15番8号	072-988-2407
旭紙業	渋川町4丁目2番2号	06-6736-2871

- 品目ごとに分けて持ち込んでください。
- 禁忌品（異物）が混入している場合、持ち込みができない場合がございます。
- 直接古紙類を搬入される場合は、必ず事前に業者へご連絡ください。

ごみ減量に向けた事業者の行動例

事業所のごみを減らすことは、環境負荷の低減につながるだけでなく、経費を削減できるなどメリットもあります。ごみの減量にご協力をお願いします。

1. すべての事業者

- 環境に関する情報提供に努めます。
- ごみ減量・リサイクルの意識を向上するため、環境やごみに関する社員教育に努めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。
- 市のごみ減量施策に協力します。

2. オフィス・事務所

- コピー用紙の使用量を減らします。
- 再生紙を購入し、発生した紙ごみは、分別し、再生資源業者に引き渡してリサイクルします。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどの分別を徹底します。
- 事務用品には詰め替え商品や再生品を購入し、使用します。

3. 製造業

- 製品の小型化や製造工程の見直しによる副産物の削減など資源使用量の極小化に努めます。
- 繰り返し使える通箱・パレットの使用など、運搬資材や梱包資材の省資源化・再使用を進めます。
- 詰め替え可能な商品の生産に努めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 再使用可能な部品を積極的に使用します。
- 再生資源を積極的に利用します。
- 環境負荷低減やリサイクルに関する技術開発を推進します。

4. 販売業

- マイバッグの活用を推奨し、レジ袋など使い捨てプラスチックごみを削減します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- 量り売りなど、消費者が容器包装の少ない販売方法を選択できる仕組みを整備します。
- 詰め替え商品やくり返し使用できる商品の販売に努めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 店頭回収の実施や回収品目の拡大に取り組みます。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。
- 店頭キャンペーン実施などを行い、プラスチックごみや食品ロス削減などを図ります。

5. 飲食業・ホテル・旅館業・サービス業

- 使い捨て商品の使用を削減します。
- 調理の工夫により、無駄な生ごみを減らします。
- 食べ残しを出さない食品ロス削減策を図ります。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。

お問い合わせ

名称	内容	所在地	電話番号
東大阪市 環境部環境事業課	事業系一般廃棄物についての相談	荒本北1-1-1 市役所総合庁舎 15階	06-4309-3200
東大阪市 環境部産業廃棄物対策課	産業廃棄物についての相談		06-4309-3207
東大阪市 環境部循環社会推進課	一般廃棄物減量計画書届出等		06-4309-3199
東大阪清掃事業協同組合	一般廃棄物収集運搬業者の紹介	荒本新町8-27 豊田ビル401	06-6783-0053
東大阪都市清掃施設組合	一般廃棄物の直接搬入	水走4-6-25	072-975-5341 (予約専用)
公益社団法人 大阪府産業資源循環協会	産業廃棄物処理業者の紹介 マニフェストの販売	大阪市中央区 農人橋1-1-22 大江ビル3階	06-6943-4016

- 産業廃棄物の分別後の保管、収集運搬、処分にかかる詳しい説明については、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり（産業廃棄物 排出事業者向け）**」をご参照ください。（インターネットで検索が可能です。）



- 産業廃棄物処理業者の最新情報もインターネットで確認ができます。「**東大阪市 産業廃棄物処理業者名簿**」で検索ください。



総合庁舎 交通案内

電車	近鉄けいはんな線 (Osaka Metro中央線)「荒本」駅下車 1番出口より西へ徒歩5分
バス	近鉄バス (近鉄小阪駅・八戸ノ里駅～JR学研都市線鴻池 新田駅)「東大阪市役所前」停留所下車すぐ。
車	阪神高速13号東大阪線「長田」出口より東進、 国道308号線「春宮団地南」交差点(陸橋あり)を 左折、一つ目信号を左折。 (駐車場：地上または地下 (B1、B2))



令和3年3月
発行：東大阪市 環境部 循環社会推進課
〒577-8521 荒本北1丁目1番1号
電話：06(4309)3199 FAX：06(4309)3829